

サービス利用権販売規約

第1章 総則

第1条(規約の適用)

1. このサービス利用権販売規約(以下「本規約」といいます。)は、株式会社ミソラコネクト(以下「当社」といいます。)が、提供事業者(第2条に定義します。)又はそのディストリビューター(第2条に定義します。)より購入し再販する本サービス(第2条に定義します。)の利用権の販売および本サービスの利用に関する条件を定めるものです。当社を売主、日本に所在するお客様を買主とする契約(以下「本契約」といいます。)には、本規約の定めが適用されるものとします。
2. 当社がお客様と別途書面により個別の覚書等を締結する場合、それらは本規約の一部を構成し、本規約と抵触する場合は個別の覚書等が優先します。
3. 本契約にSIM等のモバイル通信サービス提供契約が付随する場合、モバイル通信サービスに関する事項については、当社の「モバイル通信サービス約款(法人契約)」(以下「モバイル通信サービス約款」といいます。)が適用されるものとします。本規約がモバイル通信サービス約款と抵触する場合には、本サービスに関する事項については本規約が優先します。
4. 当社は、最新の本規約を当社のウェブサイト上(URL:<https://misora-connect.com/conditions/>)に掲示するものとします。
5. 本規約で定義された用語は、申込書等その他本契約に関連する書面においても、別段の定めがない限り、同一の意味を有するものとします。

第2条(定義)

本規約において、次の各号の用語の定義は当該各号の定めによります。

- (1) 提供事業者: 本サービスを提供する第三者である事業者をいい、具体的な事業者は、サービス説明書若しくは申込書等又は当社ウェブサイトにて定めます。
- (2) 本サービス: 当社が、提供事業者又はディストリビューターより購入し取り扱う、提供事業者が提供するサービス(SaaS、ソフトウェア、API、サポート等)をいい、具体的なサービス名・内容は、サービス説明書若しくは申込書等又は当社、提供事業者若しくはディストリビューターのウェブサイトにて定めます。
- (3) ディストリビューター: 提供事業者の販売店又は代理店であって、当社の本サービス利用権の仕入れ元をいいます。当社は、本サービスを提供事業者から直接、又はディストリビューターを通じて仕入れるものとします。なお、具体的な提供事業者又はディストリビューターは、サービス説明書又は申込書等に定めます。
- (4) アカウント情報等: 本サービスを利用するために必要となる情報(ライセンスキー、ID、アカウント情報を含みますがこれらに限りません。)をいいます。
- (5) 本サービス利用権: お客様が、提供事業者との間で別途締結する本サービスの利用契約に基づき本サービスを利用するために必要となるアカウント情報等を、取得し本サービスを利用する権利をいいます。
- (6) 本サービス利用規約: 本サービスの利用に関して提供事業者が定める利用規約、ライセンス条件、保証条件、プライバシーポリシーその他の条件をいいます。
- (7) 本通信サービス: 当社がモバイル通信サービス約款に基づきお客様に提供するモバイルデータ通信サービス(SIM「M-Air」等)をいいます。

- (8) サービス説明書:本サービスについて当社が定める、提供事業者名、本サービス内容、ディストリビューター(該当する場合に限ります)、本サービス利用規約の所在及びその内容、サポート条件その他の個別条件を記載した書面をいいます。
- (9) 申込書等:お客様が提出する当社所定の申込書、発注書その他本契約の申込みの意思表示を証する書面をいいます。
- (10) 送信情報:お客様が本サービスの利用にあたって入力、送信又は保管するデータ又は情報をいいます。
- (11) 届出情報:本契約の申込み及び有効期間中にお客様が当社に提供した、当社の与信判断、本契約の締結・履行・管理に必要となる一切の情報をいいます。

第2章 契約の成立

第3条(発注の方法)

本サービス利用権の購入を希望するお客様は、本規約に同意し、当社所定の申込書等を当社に提出することにより発注を行うものとします。

第4条(発注の承諾)

- 1. 当社は、お客様が本サービス利用権の購入にあたり負担すべき金額の支払を怠るおそれがあるか否かを、当社が判断するために必要な情報の提出を、お客様に対して求めることがあります。
- 2. 当社は、当社の基準に従い、お客様に対し本サービス利用権の販売の可否を判断し、可能と判断した場合は、お客様からの発注に対し承諾の通知をおこなうものとします。承諾の通知を行った場合に、お客様と当社との間で、本規約の定めに従った本サービス利用権の売買契約が成立するものとします。
- 3. 当社は、前条に基づき発注を行った者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、発注を承諾しないことがあります。
 - (1) 本規約上の債務の履行を怠るおそれがある場合
 - (2) お客様に対する本サービス利用権の提供により、当社、提供事業者、ディストリビューター又は他のお客様の信用・利益を損なうおそれがある場合
 - (3) お客様に対する本サービス利用権の提供により、当社又は第三者の知的財産権・所有権その他の権利を害するおそれがある場合
 - (4) お客様又はその役員等が第23条第1項に定める反社会的勢力であるか、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等、反社会的勢力 との何らかの交流若しくは関与を行っていると当社が判断した場合
 - (5) お客様に当社との信頼関係を著しく損なう行為があったと当社が判断する場合
 - (6) 当社がお客様との契約を解除したことがある場合
 - (7) お客様が当社に対し虚偽の事実を通知したとき又は第23条(反社会的勢力の排除等)の表明保証に反した場合
 - (8) お客様が本サービス利用権を購入する意思がない又は本サービスを適切に利用する意思がないと当社が判断する場合
 - (9) お客様が当社の事業と競合する又はそのおそれのある事業を営んでいると当社が判断する場合
 - (10) 提供事業者又はディストリビューターが、お客様への本サービス利用権の提供を禁止し又は承諾しない場合

(11) その他、当社がお客様との契約締結を合理的な理由により適当でないと判断した場合

4. 当社は、前項の規定にかかわらず、本サービス利用権の在庫または調達枠がないときは、発注の承諾を延期することがあります。

第5条(契約の効力発生)

本契約は、前条に基づき当社が発注を承諾した日に効力を生じます。

第3章 本サービス利用権の販売・提供

第6条(本サービス利用権の提供)

1. 当社は、アカウント情報等をお客様に提供するものとします。これをもって、本サービス利用権の提供は完了するものとします。当社は、本サービスのキッティング、インストール及び設定を行いません。インストール・設定はお客様が自らの責任で行うものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、サポートその他継続的な役務として提供される本サービスについては、その利用期間の開始日をもって本サービス利用権の提供がなされたものとし、利用期間の開始日その他の提供条件は、サービス説明書又は申込書等の定めによるものとします。

第7条(検査)

1. お客様は、アカウント情報等の提供が完了した日から5営業日(以下「検査期間」といいます)以内に、アカウント情報等を用いて本サービスを利用できるかを検査するものとします。
2. お客様は、前項の検査により契約不適合を発見した場合、検査期間内に当社に対してその旨を具体的に通知するものとします。
3. 当社は、前項の通知を受けた場合、その内容を確認し、正しいアカウント情報等を再提供する方法により、速やかに履行の追完を行います。
4. お客様が検査期間内に通知を行わなかった場合、本サービス利用権は検査期間の満了をもって検査に合格したものとみなします。
5. 前各項の規定にかかわらず、サポートその他継続的な役務として提供される本サービスについては、第1項の検査期間及び第4項の合格みなしに関する定めは適用しないものとします。なお、当該役務の内容、品質及び結果については、第9条(本サービスに関する非保証及び当社の免責)の規定が適用されるものとします。

第8条(本サービス利用規約への同意)

1. お客様は、本サービス利用権の発注にあたり、本規約に加え、提供事業者又はディストリビューターが定める本サービス利用規約を理解しこれに同意するものとします。お客様は、最新の本サービス利用規約をサービス説明書又は提供事業者若しくはディストリビューターが別途指定するウェブサイトで確認するものとします。
2. 前項の同意を前提として、お客様が本サービスの利用を開始した時点(本サービスのインストール時の本サービス利用規約への同意を含みます)をもって、お客様と提供事業者との間で、本サービス利用規約を内容とする本サービスの利用契約が成立します。
3. 提供事業者は、その裁量によりAPIをお客様に提供することがあります。APIの利用条件は、提供事業者が定めるところによるものとします。

第9条(本サービスに関する非保証及び当社の免責)

1. 本サービスは提供事業者がその責任において提供するものであり、当社は、本サービスについて、次の各号に掲げる事項を含む一切の事項について何ら保証するものではなく、また、本サービスに起因してお客様に生じたいかなる損害についても、当社の故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとし、
 - (1) 商品性、完全性、正確性、有用性、安定性、特定目的への適合性、安全性、並びにお客様に適用される法令又は業界団体の内部規則等への適合性を有すること
 - (2) 第三者の権利を侵害しないこと、不具合が生じないこと、中断しないこと、及び常に利用可能であること
2. お客様は、本サービスが、提供事業者の判断、保守又は修理、アクセス過多、天災、火災、停電その他の不慮の事故、戦争、紛争、動乱、暴動、労働争議等の不可抗力、その他事業上、運用上、技術上又は法令上の理由により、本サービスの内容の全部または一部が変更され、又はその提供が中断、停止、又は終了される場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。当社はこれらの事象が発生しないことを何ら保証するものではなく、また、これらに起因してお客様に生じたいかなる損害(送信情報の消失を含みますが、これに限りません。)についても、一切の責任を負わないものとし、
3. お客様は、本サービスの利用に関し、お客様と提供事業者、ディストリビューター、その他第三者との間で紛争が生じた場合、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社は当該紛争に一切関与しないものとし、何らの責任も負わないものとし、

第10条(アカウント情報等の管理)

1. お客様は、自己の責任において、本サービスに関するパスワード及びアカウント情報等を管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとし、
2. 本サービスに関するパスワード及びアカウント情報等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任はお客様が負うものとし、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとし、

第11条(料金プランの変更)

1. お客様は、本サービスの料金プランの変更を希望する場合、当社の定める方法により、当社に対し、料金プランのアップグレード変更を申し出るものとします。当社が、当該申出を了承する旨の通知を発信したときに、料金プランのアップグレード変更が認められるものとします。
2. お客様は、本サービスの料金プランのダウングレード変更を希望する場合、契約更新時、当社の定める方法により、当社に対し、料金プランのダウングレード変更を申し出るものとします。当社が、当該申出を了承する旨の通知を発信したときに、料金プランのダウングレード変更が認められるものとします。
3. 前二項に基づく当社からの通知がなされた日の翌月1日から、変更後の料金プランが適用されるものとします。

第12条(サポート)

1. 本サービスに関するサポート(サポートが本サービスの一部又は全部を構成する場合を含みます。)は、本サービス利用規約に従い、提供事業者が提供するものとします。お客様は、本サービスの内容、利用方法その他技術的事項に関する問合せを、提供事業者のサポート窓口に対して直接行うものとします。なお、当該サポートについては、第9条(本サービスに関する非保証及び当社の免責)の規定が適用されるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、本契約又は本サービス利用権の販売に関する問合せ(発注、購入代金の請求、アカウント情報等の提供その他当社が本契約上負う義務に関する事項をいいます。)については、当社

所定の窓口が対応するものとします。

3. 当社は、必要に応じて提供事業者に取り次ぐことがあります。本サービスに関するサポート対応自体の責任は負いません。
4. 本通信サービスに関するサポートは、モバイル通信サービス約款及び当社所定の窓口によります。

第13条(本サービス利用権の有効期間)

1. 本サービス利用権の有効期間(以下「利用期間」といいます)は、申込書等に別段の定めがある場合を除き、利用期間の開始日から1年間とします。利用期間満了の1ヶ月前までにお客様から書面による更新しない旨の意思表示がないときは、同一条件でさらに1年間自動更新され、以後も同様とします。
2. 利用期間中に追加で本サービス利用権を購入した場合、当該追加分の利用期間は既存の利用期間の満了日までとし、更新時は一体として更新されるものとします。

第14条(利用期間の終了)

当社は、利用期間中であっても、1ヶ月前までに書面で通知することにより利用期間を終了させることができます。この場合の返金の取扱い第17条(返金)によります。

第4章 モバイル通信サービス

第15条(本通信サービスの取扱い)

1. 本サービス利用権と本通信サービスを組み合わせて提供する場合、本通信サービスは当社のモバイル通信サービス約款に基づき提供されます。通信区域、通信の制限・中断・停止、禁止行為、料金、解約その他の通信に関する事項は、すべてモバイル通信サービス約款の定めによります。
2. 本サービス利用権の解約と本通信サービスの解約は別個に取り扱われ、一方の解約は他方の解約を当然には意味しません。本通信サービスの解約はモバイル通信サービス約款及びサービス説明書の定めによります。

第5章 購入代金及び支払

第16条(購入代金及び支払い方法)

1. 当社は、第7条の検査に合格した後(サポートその他継続的な役務として提供される本サービスについては、その利用期間の開始日その他サービス説明書又は申込書等に定める時期に)、遅滞なく購入代金に関する請求書をお客様に発行するものとします。
2. お客様は、請求書に定める支払期限までに、当社の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。お客様と当社との間で別途の合意がない限り、支払い方法は一括払いとします。なお、振込手数料はお客様の負担とします。
3. 前項の定めに基づきお客様が購入代金を分割等して支払う場合において、本契約が理由の如何を問わず終了したとき、お客様は当然に期限の利益を失い、当該終了時点における未払債務の全額を、当社の指示に従い直ちに一括で支払うものとします。
4. お客様が利用期間中に追加で本サービス利用権を購入した場合、当該追加分の本サービス利用権の購入代金は、既存の利用期間の残存期間に応じて月割計算した金額を第2項に定める支払い方法により支払うものとします。なお、月の途中で購入した場合であっても、当月分の購入代金の日割計算は行わないものとします。
5. お客様が本契約に基づく金銭債務の支払を遅滞した場合、お客様は、支払期日の翌日から支払済みに至る

まで、年14.6%の割合による遅延損害金を当社に対して支払うものとします。

第17条(返金)

1. 当社は、次項に定める場合を除き、理由の如何にかかわらず、お客様から当社に対して本契約に基づき支払われた一切の金員(本サービス利用権の購入代金その他本契約に基づき支払われた一切の金員)について、返金義務を負わないものとします。また、本契約が期間満了、解除その他の理由により終了した場合でも、お客様は、当該終了時点において発生している未払いの債務全額の支払義務を免れないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事由により本サービス利用権が利用期間の満了前に終了した場合、当社は、お客様より受領済みの当該本サービス利用権の購入代金のうち、終了日の翌日から利用期間満了日までの未経過期間に対応する金額(暦月単位で計算し、1か月未満の端数期間は切り捨てるとし、日割計算は行いません。)を、お客様に返金するものとします。ただし、返金額は、当該終了に伴い当社が提供事業者又はディストリビューターから返還を受けられる仕入代金の額を上限とします。
(1)第14条に基づき当社が利用期間を終了させた場合
(2)第26条第4項に基づき不可抗力を理由として本契約が解除された場合

第6章 一般条項

第18条(知的財産権)

1. 本サービスに関連する一切の知的財産権(著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウその他の技術情報を含みますが、これらに限りません。)は、提供事業者又はそのライセンサーに帰属します。
2. 本契約に基づく本サービス利用権の購入により、本サービスに関連する一切の知的財産権がお客様に移転するものではなく、また、本規約または本サービス利用規約で明示的に許諾された範囲を超えて、お客様に対してその利用が許諾されるものではありません。
3. お客様は、いかなる理由によっても、提供事業者又はそのライセンサーの知的財産権を侵害するおそれのある行為(逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを含みますがこれらに限りません)をしてはなりません。
4. 本サービス上に商標、ロゴ及びサービスマーク等(以下総称して「商標等」といいます。)が表示される場合がありますが、当社は、お客様その他第三者に対しこれを譲渡し、又は使用を許諾するものではありません。

第19条(禁止行為)

お客様は、本サービス利用権の利用にあたり、本サービス利用規約に定める禁止事項に加え、法令・公序良俗違反、第三者へのなりすまし・虚偽情報の送信、不正アクセス、有害プログラムの送信、当社・提供事業者・第三者の権利侵害、自己取引・架空取引その他当社が不適切と判断する行為を行ってはなりません。

第20条(秘密保持)

1. お客様は、本契約に関連して当社がお客様に対して開示した一切の情報を、当社の事前の書面承諾がある場合を除き、秘密に取り扱い、第三者に開示又は漏えいしないものとし、本契約の履行目的以外に使用しないものとします。
2. お客様は、当社から求められた場合はいつでも、遅滞なく、当社の指示に従い、前項の情報及び前項の情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体物並びにその全ての複製物等を返却又は廃棄しなければなりません。

第21条(お客様に関する情報の取扱い)

1. 当社による届出情報・アカウント情報等その他お客様に関する個人情報の取扱いは、当社の個人情報保護ポリシー(URL:[https://misora-connect.com/wp-content/conditions/Privacy_Policy_Misora-Connect.pdf]))によるものとし、お客様は、かかる定めに従って当社がお客様の個人情報を取り扱うことについて同意するものとします。
2. お客様は、当社が、本サービスに関してお客様から提供されたすべての提案、改善要請、提言、その他一切のフィードバック(以下総称して「フィードバック等」といいます。)を、次の各号に定める目的のために、無償かつ無制限に利用することに予め同意します。また、お客様は、当社がフィードバック等を提供事業者又はディストリビューターに共有し、同社が以下の目的のためにこれを利用することについても、併せて同意するものとします。
 - (1)本サービスの改良、開発及び改善
 - (2)当社、提供事業者又はディストリビューターが提供する関連製品・サービスの開発及び改善
3. 当社は、お客様が当社に提供した届出情報その他の情報等を、本サービスの提供、運用、サポート、トラブル対応等を目的として、必要最小限の範囲で、お客様の情報を提供事業者又はディストリビューターに開示し、提供事業者又はディストリビューターが使用する場合があるものとし、お客様はこれに同意するものとします。
4. お客様の送信情報の取り扱いについては、本サービス利用規約並びに提供事業者又はディストリビューターのプライバシーポリシー等の定めに従うものとし、当社はその取り扱いについて責任を負いません。

第22条(輸出管理)

1. お客様は、本サービスに関連する技術を日本国外に輸出、提供又は持ち出す場合(輸出を前提とする国内取引、非居住者への技術の提供を含みます。)、外国為替及び外国貿易法その他日本及び関連する外国の輸出関連法規(以下総称して「輸出管理法規」といいます。)を遵守するものとします。
2. お客様は、輸出管理法規に基づき許可等が必要となる場合、自己の責任と費用において必要な許可を取得するものとします。
3. お客様は、自身が米国、欧州連合その他関連する国・地域の政府機関が指定する輸出禁止・制裁リスト(Entity List, Denied Persons List等を含みますが、これらに限りません。)に掲載されていないことを表明し、保証するものとします。
4. 当社は、本サービスに関する該非判定書その他輸出関連書類の作成及び提供について、何らの義務も負わないものとします。当社が任意にこれらを提供した場合であっても、その内容の正確性、完全性を一切保証しません。
5. 当社は、輸出管理法規の遵守のために必要と判断した場合、お客様に対して、本サービスの最終需要者や用途に関する情報の提供を求めることができ、お客様はこれに合理的な範囲で協力するものとします。

第23条(反社会的勢力の排除等)

1. 本規約において、反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいいます。
2. お客様は、次の各号のいずれかに該当しないこと、将来にわたっても該当しないことを表明・保証し、確約します。
 - (1) 反社会的勢力に該当する場合又は該当していた場合
 - (2) 自己又は第三者の利益を図る目的をもってするなど反社会的勢力を不当に利用した場合

- (3) 資金、便宜を提供するなど反社会的勢力に利益供与をした場合
 - (4) 反社会的勢力と密接に交際をするなど社会的に非難されるべき関係がある場合
 - (5) 暴力的ないし威迫的な犯罪行為を行ったとして公に認識され、若しくは報道その他により一般に認識された者である場合又はこの者とかかわり、つながりのある者である場合
 - (6) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いた場合
 - (7) 自ら又は第三者を利用して、風説を流布し、偽計又は威力を用いて、相手方の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をした場合
 - (8) 前各号に準ずる場合及び前各号に準ずる行為をした場合
3. お客様が、前項の表明保証ないし確約に違反した場合、当社は、事前に通知又は催告することなく、本契約の解除をすることができるものとします。
4. 当社が前項の規定により本契約を解除した場合には、お客様に損害が生じてこれを一切賠償することを要しないものとします。また、本条の違反により当社に損害が生じたときは、お客様はその一切の損害を補償するものとします。

第24条(損害賠償)

- 1. お客様は、本契約に違反することにより、当社に損害を与えた場合、当社に対しその全ての損害(弁護士等専門家費用及び当社人件費相当額を含みます。)を賠償するものとします。
- 2. お客様による本サービスの利用に関連して、当社が、他のお客様その他の第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合、お客様は、当該請求に基づき当社が当該第三者に支払いを余儀なくされた金額及び当該請求に係る紛争等の解決のために当社が負担した金額(弁護士等専門家費用及び当社人件費相当額を含みます。)を賠償するものとします。
- 3. 本規約における当社の免責規定にかかわらず、当社がお客様に対して損害賠償責任を負う場合における当社の賠償責任の範囲は、本契約に関連してお客様に生じた通常かつ直接の損害に限定されるものとし、その上限額は、損害発生時点までの過去1年間に当該損害の直接原因となった本サービス利用権についてお客様から当社が受領した購入代金の総額とします。
- 4. 前項の規定にかかわらず、当社は、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。
- 5. 前二項の定めは、当社に故意又は重過失がある場合には適用されないものとします。

第25条(特定用途に関する免責)

本サービス利用権及び本サービスは、人命に直接関わる用途(医療機器、軍事関連設備、航空宇宙機器、原子力設備等をいいますがこれらに限られません)での使用を想定して設計されたものではなく、当社はこれらの用途における動作・品質・可用性を保証しません。お客様がこれらの用途に使用した結果生じたいかなる損害(第三者に生じた損害を含みます)についても、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社は責任を負いません。

第26条(不可抗力)

- 1. 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、その他自己の合理的なコントロールを超える事由(以下「不可抗力」といいます。)により本契約上の義務の全部又は一部の履行が遅延し、又は不能となった場合、当社及びお客様は、不可抗力が継続する期間中、その責任を負わないものとします。
- 2. 前項の規定は、お客様が負う本契約上の金銭債務の支払義務については、これを適用しません。

3. 第1項の場合、不可抗力の影響を受けた当事者は、相手方に対し、速やかにその旨を通知するものとします。
4. 不可抗力の影響が60日以上にわたって継続した場合、当社及びお客様は、互いに書面で協議の上、本契約を解除することができるものとします。

第27条(解除等)

1. 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると判断した場合、お客様への事前の通知又は催告を要することなく、直ちに本サービスの利用停止措置を講じ、又は本契約の全部若しくは一部を解除することができるものとします。
 - (1) 本契約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 届出情報に虚偽の事実があることが判明した場合
 - (3) 本契約に基づく購入代金の支払を遅滞し、当社による請求から7日以内に当該遅滞を解消しない場合
 - (4) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
 - (5) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てを受けた場合
 - (6) 手形若しくは小切手が不渡りとなった場合、又は租税滞納処分を受けた場合
 - (7) 信用力の著しい低下又は信用力に影響を及ぼす営業上の変更がなされた場合
 - (8) 解散、事業の全部又は重要な一部の譲渡、あるいは他の会社との合併等の会社再編を決議した場合
 - (9) 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けた場合
 - (10) 当社からの問合せその他の回答を求める連絡に対して30日間以上応答がない場合
 - (11) 第23条(反社会的勢力の排除等)の表明保証に違反した場合
 - (12) その他、当社が本契約の継続を適当でないと判断する相当の事由がある場合
2. お客様は、前項各号(第1号、第2号及び第10号を除く。)に定める事由のいずれかが発生した場合、又は発生するおそれがある場合、直ちに当社に対してその旨を書面で通知しなければなりません。
3. 第1項各号のいずれかに該当した場合、お客様は、当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに全ての債務を履行しなければなりません。
4. お客様は、第1項の措置(本契約が解除された場合を含みます。)の後も、当社及び第三者に対する本契約上の一切の義務及び債務(損害賠償債務を含みますが、これに限りません。)を免れるものではありません。
5. 当社は、本条に基づき当社が行った措置によりお客様に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第28条(相殺)

当社は、本契約によるか否かを問わずお客様に対して債権を有するときは、その弁済期にかかわらず、当該債権と当社のお客様に対する債務とを対当額にて相殺することができるものとします。

第29条(本規約の変更)

1. 当社は、当社の判断により、本規約の内容を変更できるものとします。

2. 当社が本規約を変更する場合、当社は、変更後の本規約の効力発生時期を定め、変更内容及び効力発生時期を、当社のウェブサイトへの掲示、電子メールの送信、その他当社が適当と判断する方法によりお客様に通知します。
3. 前項の通知後にお客様が本サービスを利用した場合、又はお客様が当社の定める期間内に解約の手続きをとらなかった場合には、お客様は変更後の本規約に同意したものとみなします。
4. 前項の規定にかかわらず、第21条(お客様に関する情報の取扱い)の変更その他法令上お客様の同意が必要となる重要な変更については、当社所定の方法で改めてお客様の同意を得るものとします。

第30条(届出事項の変更)

1. お客様は、その商号、本店所在地、代表者、連絡先(電話番号・電子メールアドレス)、請求書の送付先その他当社への届出事項に変更があった場合、当社の定める方法により、遅滞なくその旨を当社に通知するものとします。
2. 当社は、前項の通知があった場合、登記事項証明書その他、変更の事実を証明する書類の提出を求めることができ、お客様はこれに応じるものとします。
3. お客様が第1項の届出を怠ったことにより当社からの通知が延着し、又は到達しなかった場合、当該通知は通常到達すべき時に到達したものとみなします。また、お客様が第1項の届出を怠ったことにより生じた損害は、お客様の負担とし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第31条(連絡・通知)

1. 本規約の変更に関する通知その他本契約に関する当社からお客様への連絡は、電子メールの送信その他当社が適当と判断する方法により行うものとします。
2. 本契約に関する問い合わせその他お客様から当社に対する連絡又は通知は、所定の電子メール又は問い合わせフォームにより行うものとします。

第32条(本契約上の地位の譲渡等)

1. お客様は、当社の書面による事前承諾なく、本契約上の地位・権利義務を第三者に譲渡(合併・会社分割等による包括承継を含みます)し又は担保に供することはできません。
2. 当社は、本事業を他社に譲渡(合併・会社分割等による包括承継を含みます)した場合、本契約上の地位・権利義務及び情報を譲受人に譲渡でき、お客様は予めこれに同意したものとみなします。

第33条(本規約の準用)

1. 本契約が、当社が委託した販売店等を通じて成立した場合、本契約に適用される本規約は販売店等とお客様との間に適用されるものとします。この場合、本規約の「当社」は「販売店等」と読み替えるものとします。
2. お客様と販売店等との間で紛争等が生じた場合でも、お客様の費用と責任において紛争を処理するものとし、当社は当該紛争等について一切の責任を負わないものとします。

第34条(完全合意)

本契約及び個別の覚書等は、本契約に関する両当事者間の完全な合意を構成し、締結以前の口頭・書面による合意・交渉・表明保証に優先するものとします。

第35条(分離可能性)

本契約のいずれかの条項又はその一部が無効・執行不能と判断された場合でも、残りの規定及び当該規定の残部は継続して効力を有します。

第36条(存続規定)

本契約が終了した場合でも、第9条(本サービスに関する非保証及び当社の免責)、第10条(アカウント情報等の管理)第2項、第17条(返金)、第18条(知的財産権)、第20条(秘密保持)、第21条(お客様に関する情報の取扱い)、第22条(輸出管理)、第24条(損害賠償)、第25条(特定用途に関する免責)、第27条(解除等)第3項乃至第5項、第30条(届出事項の変更)、第32条(本契約上の地位の譲渡等)、第34条(完全合意)、第35条(分離可能性)、第37条(準拠法及び合意管轄)、第38条(協議解決)、本条並びにその性質上存続することが合理的な条項は、終了後も有効に存続するものとします。

第37条(準拠法及び合意管轄)

本契約は日本法に準拠し、本契約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第38条(協議解決)

当社及びお客様は、本契約に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた場合、信義誠実の原則に従い協議のうえ速やかに解決を図るものとします。

以上